

■重点目標4 安全かつ快適に暮らすための生活環境の整備と防災機能の拡充

基本目標5 快適な生活環境づくりを進めるまちづくり

施策5-1 適正な土地利用の推進

【現状と課題】

土地は人々の生活や生産活動の基盤であり、まちづくりの基本的な要素です。このため、地域の発展のためには、土地を有効に利用していくことが必要です。農用地や森林は、農産物・木材生産等の経済的機能及び国土や水源保全、自然環境保全や災害の防止等の公益的機能を持っています。しかし、人口減少や高齢化に伴い、耕作放棄や荒廃が進行しています。

今後は、農用地を長期的に保全していくとともに、宅地や商工業活動用地の適正な開発の誘導等により、自然環境・景観や森林資源の保全に努めることが重要な課題となっています。

また、定住・交流人口の増加など社会的要請に対応した積極的な土地利用を図ることも必要となっています。

【施策の方向】

土地利用については、国土利用計画等の長期的展望に立ち、都市計画法や農地法等の関係法令及び岡山県県土保全条例や矢掛町開発事業の調整に関する条例等を適正に運用するとともに、土地利用のビジョンを踏まえた土地利用計画の策定と都市計画の見直しを検討します。

また、利用区分ごとに、次のような基本的な考えのもとに、土地利用を推進していきます。

1 農用地

農用地は、生産活動の基盤であるとともに、自然環境と健全な地域社会を維持するための基盤であるため、耕作放棄による荒廃や無秩序な開発を防止することに努めます。また、地域に適した農作物の栽培推進に努めます。

2 森林

森林の持つ水源のかん養、生活環境の保全、災害防止等の公益的機能の維持を図るため、計画的な森林整備等を実施し、森林の保全に努めます。

3 住宅用地

子育て世代や定年退職する団塊の世代等の定住促進を促すため、生活の利便性や環境等に配慮した住宅用地の確保に努めます。さらに、空き地等の有効活用にも努めます。

4 商業・工場用地

若者の人口流出の抑制と町外からの転入を促進するためには、雇用の場が必要であり町内への企業誘致は重要な施策となります。公害のない自然環境にやさしい優良企業の誘致活動や地場産業の育成を推進するため、必要な用地の確保に努めます。

施策5-2 効率的な水利用の促進

【現状と課題】

矢掛町の中央を東西に小田川が流れ、これに美山川、星田川、和田川、道々川などの支流が北部、南部から流入しています。町民の生活・生産活動に必要な生活用水や農業用水及び工業用水は、主としてこれらの川やため池、ダム等から得られています。

さらに、上水道は、小田川、星田川付近の地下水を水源にしており、良質で安定的な確保が望まれます。

【施策の方向】

町全域での水資源の有効活用ため、ため池や河川等の適正維持に努めます。

また、上水道への安定的な給水を図るため漏水防止に努めるとともに、水源等の定期的な点検・洗浄・補修を実施し、水の効率的利用に努めます。

施策5-3 快適な生活空間の整備

【現状と課題】

矢掛町は、小田川沿いに形成された旧山陽道の宿場町として栄えた商店街と住宅が混在する矢掛市街地と井原、笠岡、美星への分岐点である旧小田町の小田市街地、これを取り巻く山と川に恵まれた自然豊かな周辺地域に分布する集落地により形成されています。

矢掛町の土地利用は、住宅地域を中心とした都市計画法の非線引用途地域と、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域とを、総合的・計画的に調整を図りながら、用途の純化や利用の適正化に努めてきました。

しかし、井原線の開通や高速交通網へのアクセス道の整備が進み、物流や観光客をはじめ遠方からの来町者が増加する傾向にある一方、土地利用に対する町民のニーズも変化しています。

このような中、町民生活の向上や産業の振興を図り、明確な土地利用区分に基づく適正な規制と誘導により、調和のある土地利用の推進に努め、住む人、訪れる人々を魅了し、快適さや豊かさを感じ、ゆとりや活気をもたらすことが求められています。

【施策の方向】

1 うるおいのある市街地の形成

健康で文化的な生活や機能的な活動を確保し、健全な発展と秩序ある整備を図るため、適正で効率的な土地利用の推進を図ります。市街地は歴史的な町並みと商店街、生活のための住宅という面を持っていることから、観光資源としての歴史的な町並みを生かしつつ、生活の利便性や機能性を向上させるため、無電柱化等の公共空間整備を総合的、計画的に進めます。

2 自然・歴史を生かした周辺地域の形成

周囲を山に囲まれ、小田川とその支流美山川地域に開けた美しい景観の保全に努めるため、土地利用と地域振興の方向に配慮し、保全すべきところと開発すべきところを区分し、計画的な土地利用の推進を図り、保全すべきところは町民、企業、行政がそれぞれの役割を果たしながら、協働の取り組みを進めます。

3 やさしさを感じられる施設整備

公共施設の整備にあたっては、本格的な高齢化社会を迎え、バリアフリー、ユニバーサル・デザインの考え方に沿った誰もが暮らしやすいまちづくりが求められています。段差の解消、手摺の設置など、高齢者、障害者や乳幼児を含むすべての人が利用しやすい施設整備が求められており、施設の適正な維持とともに改修も進めていきます。

【具体的な取り組み】

- ◆住宅リフォームの推進
- ◆矢掛市街地無電柱化の推進
- ◆空き店舗改修制度

【目標指標】

目標指標	H26 実績値	H32 目標値	H37 目標値	関連事業名
住宅リフォーム補助 件数	94件/年	100件/年	100件/年	住宅リフォーム補助事業
矢掛市街地無電柱化 延長	0m	300m	950m	無電柱化事業

【用語解説】

★バリアフリー

ももとは建築用語で「バリア（障壁）」を「フリー（のぞく）」という意味で、障壁となるものを取り除き、生活しやすくすることを意味する。建物内の段差など、物理的な障壁の除去という意味合いから、最近ではより広い意味で用いられている

★ユニバーサル・デザイン

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報のデザイン

施策5-4 住み続けられる環境の整備

【現状と課題】

人口減少社会の進行とともに、空き家が増加しています。町内の空き家が放置されると近隣住民、自然環境及び景観や防犯に悪影響を及ぼしたり、地域コミュニティ活動の運営に支障をきたします。そこで、空き家を有効活用して町外からの転入を促進し、町内への人口流入を図り、集落機能を維持し住み続けられる環境を整備することが重要となります。

町民が住みやすいと感じ、地域が賑やかで活気のあるまちとなるように空き家の利活用促進が課題となっています。

【施策の方向】

1 住み続けられる環境整備

(1) 空き家の利活用の推進

空き家の有効活用を推進します。そのために現在運営している空き家情報登録制度及び空き家改修補助制度、空き家活用新規創業支援制度により、移住・定住や起業・創業支援を行います。

(2) 移住者の受け入れ体制の整備

移住支援情報を広く発信しながら、移住希望者からの問い合わせ・相談に的確に対応します。また、移住者が円滑に生活をスタートできるよう、受け入れ集落との連絡・調整を行います。もともと住んでいる人と新たに移住する人がともに住みよいまちづくりを進めます。

(3) お試し住宅の整備

移住を考えるうえでは、矢掛町での生活を体験してもらうことが移住の意思決定を促すものと考えます。そこで、お試し住宅の運営方法も含めて、地域住民に対する移住支援の理解を高めるとともに、お試し住宅の整備検討を行っていきます。

【目標指標】

目標指標	H26 実績値	H32 目標値	H37 目標値	関連事業名
空き家登録物件利用成約件数（5ヵ年累計）	11件	29件	30件	空き家・空き農地利活用事業

施策 5-5 住環境整備の推進

【現状と課題】

公営住宅は、住宅に困窮する者の居住の安定を図るため、また、町民、特に若年層の定住や転入者の受け皿として重要な役割を果たしており、今後も多様な居住形態に応じた住宅の提供や居住水準の向上を図る必要があります。公営住宅の内訳としては、町営住宅111戸、特定公共賃貸住宅69戸、定住促進住宅60戸を管理運営しています。

町営住宅は、建設後30年の耐用年数を経過した住宅が78.4%と老朽化が進んでおり、小林住宅及び小田住宅の15戸については、すでに入居者の募集を停止しています。特定公共賃貸住宅では、若い世代を中心に高い入居率となっています。また、定住促進住宅も平成21年7月の家賃改定により入居が好調であり、高い入居率となっています。

老朽化が進んでいる町営住宅については、必要に応じた改修や建て替えの実施が今後の課題となっています。

【施策の方向】

1 町営住宅の整備

老朽化した町営住宅を計画的に整理します。

2 優良宅地の整備

土地開発公社の住宅用地造成事業と様々な優遇措置を創設し、町内の宅地造成及び分譲を計画的に進めることで、継続して良好な住宅地の供給を図ります。また、子育て世代や高齢者のニーズに対応した住宅の整備を促進するとともに、菜園スペースなどの付加価値に配慮した住宅用地の整備に努めます。

3 定住対策の促進

町内からの転出を抑制し、町外からの転入を促進するため、矢掛町への定住希望者に対する定住支援施策や、定住化を目指し、他の施策と連携しながら滞在型の交流居住など、若者や定年退職する世代等の定住の促進を図ります。

【具体的な取り組み】

- ◆老朽化した町営住宅の計画的な整理
- ◆土地開発公社による住宅分譲地整備

【目標指標】

目標指標	H26 実績値	H32 目標値	H37 目標値	関連事業名
老朽化町営住宅整理率	31.2%/年	43.7%/年	56.2%/年	町営住宅管理事業

施策5-6 上水道施設の整備

【現状と課題】

上水道は、安全な水を安定的に供給するという重要な役割を持ち、健康で文化的な生活や社会経済活動を支える上で欠くことのできないものです。

矢掛町の上水道は、昭和50年に通水を開始して以来、安全な水を安定して供給するため、水源の確保や施設の整備拡充などの施策を推進してきました。平成22年3月には簡易水道事業を統合し、上水道は町の全域にわたって普及し、平成27年3月31日現在の給水人口は14,840人、普及率は99.4%となっています。

しかし、節水機器の普及や人口の減少により使用水量は年々減少しており、また各水道施設や石綿セメント管等の老朽管の更新・改修を計画的に進める必要があります。

今後も収入の減少が続く見込みであり、上水道をとりまく今後の経営環境は非常に厳しいものとなっており、安全でおいしい水の安定的な供給に努めるとともに、経営の効率化をより一層図る必要があります。

そうした一方で、災害に強い水道づくりが求められており、災害時の給水拠点の整備を進めます。

【施策の方向】

1 水道ビジョン（水道事業の経営戦略）の策定による効率的な事業運営の推進

平成37年度の矢掛町の人口目標を13,250人と示されており、水道事業運営の長期的な視点に立った水道ビジョンを策定し、給水人口・給水量の減少を前提とした、「安全」・「持続」・「強靱」な水道の目標に向け、計画的かつ積極的な施設や管路の更新・改修を進めます。

（1）浄水場の耐震改修及び浄水場施設の更新・改修

上水道の基幹施設である浄水場の耐震改修が必要となっており、水道ビジョンに基づき浄水場施設の更新・改修を行います。

（2）老朽施設の更新・改修

石綿セメント管等の老朽管の更新・改修については、現在、下水道整備事業と連携して効率的に行っており、下水道事業完了後も水道ビジョンに基づき積極的に行います。また、配水池・ポンプ室等の水道施設も計画的に更新・改修を行います。

（3）有収率の向上

安全で安定した給水サービスの提供のためには、施設を維持するだけでなく、その経営の根幹に関わる有収率を向上させることが重要課題であり、経営改善、経営戦略の施策として積極的な有収率向上対策を実施します。

(4) 災害時の給水拠点の整備

災害などが起こった場合の断水に備えて、飲料水を確保するため、浄水場や配水池を、応急給水の拠点とするとともに、避難所などへの給水タンク設置により災害時の飲料水の確保に努めます。

2 良質な水の供給

町民に、「安全でおいしい水」を安定供給できるよう施設管理、水質管理に努めます。

【具体的な取り組み】

- ◆水道ビジョンに基づく計画的な施設更新等の実施
- ◆定期的な漏水調査の実施による有収率の向上
- ◆石綿セメント管の解消

【目標指標】

目標指標	H26 実績値	H32 目標値	H37 目標値	関連事業名
水道施設の更新	8.2%	29.1%	50.0%	上水道事業
有収率の向上	75.8%	82.9%	90.0%	上水道事業
石綿セメント管更新残延長	5.0km	3.3km	1.6km	上水道事業

施策5-7 下水道施設の整備

【現状と課題】

本町の下水道整備事業は、地域の特性を考慮し、整備手法として公共下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽の3手法を用いた整備計画により効率的な推進を図ってきました。公共下水道事業は、平成5年度に着手後、平成10年度末に一部供用を開始し、平成29年度の管路整備完了を目指し、整備を進めています。また、平成24年度には笠岡市北部地区の受入れ、共同整備事業による汚泥処理施設の整備により町内の浄化槽汚泥やし尿についても処理するなど、施設の有効活用に努めています。

農業集落排水事業では、西三成地区、中地区、東三成地区、横谷地区と順次供用を開始してきました。浄化槽設置整備事業では、平成4年度から公共下水道事業及び農業集落排水事業の認可区域外の浄化槽設置者に対して補助を実施し、平成26年度末現在で814基が補助対象として設置されています。

これらの事業を総合的に展開してきたことにより、平成26年度末の汚水処理人口普及率は96.1%となり、全国平均、及び岡山県平均の汚水処理人口普及率を大きく上まわり、一定の成果を上げております。

しかし、水洗化率は、平成26年度末で69.2%となっており、未水洗化世帯の解消が大きな課題となっています。また、人口減少社会の到来により、人口規模に合った処理施設に統合し、維持管理費を削減することが重要となっています。

【施策の方向】

1 水洗化の促進

下水道施設が整備されても、下水道施設を利用しなければ生活環境の改善、公共用水域の水質保全、建設経費の早期回収等の事業目的を達成することができません。そのため、下水道施設の効果、正しい利用方法や指導、また、排水設備工事費補助制度及び排水設備工事資金利子補給制度の周知を図り、未水洗化世帯への水洗化を推進します。

また、合併処理浄化槽区域の住民の方には、合併処理浄化槽の役割やその設置に対する補助制度の周知を図り、今後、一層整備が進むよう取り組んでまいります。

2 適正な維持管理

公共下水道施設は、長寿命化計画によりライフサイクルコストの低減を目的とした、施設の改修、更新を計画的に実施し、流下能力、処理能力の低下を防止するとともに、効率的な維持管理体制を目指します。

また、農業集落排水施設は、処理施設の合理化を促進するとともに、適正な規模の処理施設を目指し、維持管理費の低減を図ります。

3 経営の健全化

下水道施設整備には巨額の費用を要するため、国・県の補助金、地方債、受益者負担など財源の確保に努め、水洗化の促進による使用料金の増収、また、徹底した建設コスト・維持管理コストの縮減を図り、経営の健全化を目指します。

下水道事業は、今後発生する更新投資や人口減少による料金収入の低下を踏まえた長期的な視点に立った経営計画が求められています。そこで、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むため、公営企業会計への移行を進めます。

【具体的な取り組み】

- ◆水洗化への積極的な取り組み
- ◆維持管理費の低減を目指した施設規模の適正化
- ◆下水道企業会計への移行

【目標指標】

目標指標	H26 実績値	H32 目標値	H37 目標値	関連事業名
水洗化率	69.2%	80.0%	90.0%	公共下水道事業 農業集落排水事業 合併処理浄化槽設置整備事業
公営企業会計への移行	0%	100%	100%	公共下水道事業 農業集落排水事業
施設規模の適正化 (計画処理人口)	14,450人	13,170人	12,320人	公共下水道事業 農業集落排水事業

施策5-8 道路の整備

【現状と課題】

道路は日常生活に必要な不可欠な生活関連施設であるとともに、経済活動を支える基本的な社会基盤であるため、利用者が安心して利用できるネットワークを形成していくことが必要です。矢掛町の幹線道路は、国道486号を中心に、他に主要地方道4路線、一般県道4路線により構成されており、倉敷市をはじめ近隣市町及び山陽自動車道へのアクセスもスムーズに行え、広域的な連絡が容易となっています。これらの国道・県道を軸として、さらに町道が町内を縦横に結んでおり、交通の円滑化、地域の活性化を生み、町民の生活基盤を支えています。

しかし、近年は自動車交通量の増加、中でも大型車両の通行が増加しており、交通を円滑にするための道路整備と歩行者の安全確保が大きな課題となっています。また、地区内の道路は、通勤・通学・買物等、町民の生活道路として主に利用されており、利便性の向上に向け、新設・改良及び道路の舗装補修などの維持管理の推進が求められています。さらには、景観や町並みに配慮した道づくりを進めるとともに、道路の美化対策をより一層推進し、道路環境の質的向上と魅力ある町並みの整備に努める必要があります。

【施策の方向】

地域の連携強化を図る幹線道路を計画的に整備するとともに、地域住民の理解と協力を得ながら、安心して安全なまちづくりに向けた生活道路を整備します。

1 道路・橋梁の整備

(1) 幹線道路の整備

町内1・2級幹線道路の拡幅・整備を行い、地域間の連携強化を図る道路や、広域的な連絡を図る道路網の整備を進めます。

(2) 生活道路の整備（町道）

生活道路を整備し、居住環境の向上、緊急車両及び災害活動の迅速性の確保、日常生活における利便性向上と安全確保を図ります。

(3) 橋梁（町道）

橋梁点検計画に基づき、近接目視による橋梁点検を行い、効率的な補修工事や修繕を計画的に実施し、橋梁の長寿命化及びライフサイクルコストの低減を図ります。

2 安全で快適な道路環境の整備

人と車の安全な通行を確保するため、交差点の改良や狭い道路の拡幅等、安全な道づくりを進めるとともに、バリアフリーの考えを取り入れた高齢者や障害者などにも配慮した道づくりを進めます。

【具体的な取り組み】

- ◆狭あい道路の整備促進
- ◆舗装改良事業の推進
- ◆道路施設の点検サイクルの確立
- ◆橋梁補修の推進

【目標指標】

目標指標	H26 実績値	H32 目標値	H37 目標値	関連事業名
狭あい道路整備路線数	29 路線	45 路線	60 路線	狭あい道路整備促進事業
舗装改良路線数	7 路線	25 路線	35 路線	道路維持管理事業
橋梁補修件数（累計）	4 件	10 件	20 件	橋梁改修事業

施策5-9 河川の整備

【現状と課題】

矢掛町には、小田川をはじめ1級河川が16河川、砂防指定地が25箇所、その他多数の普通河川があります。これらの河川は、自然豊かな河川環境を有し、様々な生物が生息する緑地や水辺も残され、流域住民等に慕われるとともに、各種用水に利用されるなど暮らしと経済を支える川です。

しかし、過去幾度となく洪水氾濫や渇水被害に見舞われ、川沿いの住民の貴重な生命や財産を脅かしてきた川でもあります。特に中小河川においては、漏水や護岸の老朽化、土砂堆積による河床の上昇等が進んでいるため、河川改修、浚渫、護岸工事等の整備に努める必要があります。このうち、矢掛町の主要河川である小田川については、河川改修や、河川内の雑木の除去、竹林の除根が計画的に行われていますが、残る未整備区間の早急な改修も求められています。

また、これからの河川整備においては、洪水や渇水による被害が起こらないよう、人と川が共生し、水資源を人々の知恵と連携によって利用し、清らかな水や魅力ある景観等豊かな自然環境を保全し、流域の歴史文化が後世に伝えられるよう水系一貫のもと、流域住民が一体となり活力ある水辺空間づくりに取り組む必要があります。

【施策の方向】

1 河川の改修

小田川の河川改修については、河川巡視による目視点検を行い損傷や異常を把握するとともに定期的な施設の点検を継続的に行うことにより、洪水や渇水の心配がない川づくりを目指します。

また、洪水時には河川内に大量の流木等の障害物が漂着し、管理上支障をきたしているため河川内に繁茂した雑木の伐採を実施し、河道の適正な維持管理を目指します。

2 河川環境の保全

本来、川が持っている豊かな河川環境を重要な機能ととらえ、貴重な動植物はもとより川の流れに育まれる生態系に配慮した川づくりを目指します。

河川敷で癒しのある水辺空間の創造や環境保全意識の高揚を図るため、町民グループ等と行政との連携による河川環境美化活動を行う川のアダプト事業を推進します。

【具体的な取り組み】

- ◆リフレッシュ事業による河川の適正管理の推進
- ◆おかやまアダプト推進事業の一層の普及推進

【目標指標】

目標指標	H26 実績値	H32 目標値	H37 目標値	関連事業名
リフレッシュ事業の実 施面積	2.5ha/年	3.5ha/年	4.0ha/年	ふるさとの川リフレッシュ 事業
おかやまアダプト推進 事業参加団体数	105 団体	130 団体	155 団体	おかやまアダプト推進事業

施策5-10 公共交通の充実

【現状と課題】

矢掛町における広域的な公共交通手段として大きな役割を担っている鉄道井原線は、町の中央を東西に運行しており、町内には、三谷、矢掛、小田の3駅があります。利用者の主要な移動先である倉敷、岡山、福山等の都市部への移動には乗換えが必要であること、矢掛駅と小田駅の間は商業施設が立ち並び、人が多く集まる地区であるが、最寄りの駅まで遠いこと、井原線は高架の為、高齢者や障害者には利用しにくいなど、利便性の向上が強く望まれています。

また、人口の減少やマイカーの普及等により、井原鉄道は利用人数の低迷など厳しい状況が続いております。しかしながら、地域の足の確保やまちづくりの発展のためには、井原鉄道の維持・活用が重要であり、そのためには、町民みんなの鉄道として、マイレール意識の高揚を図り、通勤・通学、産業活動への利用など、沿線住民・各種団体・自治体、井原鉄道等が一体となって、利用を強力に進める必要があります。

バス路線は町民の生活を支える重要な交通の手段であることから、バス路線を担う事業者に対し、行政が補助金による支援を行い、バス路線の維持に努めてきました。しかし、人口の減少や生活様式の変化により、バス路線の利用は減少傾向にあります。この傾向が、このまま推移した場合、バス路線事業と行政の負担は増大し、やがて、存続が危ぶまれることが予想されます。そうなれば、高齢者や障害者など自ら移動する手段を持たない交通弱者にとって、安定的な生活を送るうえで大きな影響を及ぼすことになります。

そのため、現状の公共交通体系の見直しを行って、効率的な公共交通体系を再構築する必要があります。加えて、利用者のニーズに応じた公共交通体系とし、利便性を向上させ、利用者を増やしていく取り組みも必要です。

【施策の方向】

1 利便性の確保と利用促進

(1) 公共交通の利用促進

駅は町の玄関口です。訪れる通勤・通学利用者や観光客が気持ちよく利用していただくため、各駅の管理人による駅前広場・待合所の管理・清掃、観光客等への案内、無料駐車場・レンタル自転車の貸出等は継続して行います。また、利用者の利便性の向上をさらに図る為、井原鉄道やバス会社など関係機関と協力して、倉敷駅や福山駅そして岡山駅への移動時間短縮、そして高齢者や障害者が利用しやすい駅施設のユニバーサル・デザイン化及び中間駅の設置などを検討します。また、観光情報の発信、企業・学校への利用促進の呼び掛け、通勤・通学者への利用料一部補助等、マイレール意識の高揚を図り、地域が一体となった利用促進を推進します。

2 各交通手段間の連携強化

町内には、笠岡市方面へ運行している広域的幹線的路線及び井原市美星町と結ぶ廃止路線代替バス路線と、鉄道井原線の3つの交通手段があります。この交通手段間の連携強化を図ることで、利便性を向上します。

3 公共交通ネットワークの形成

町民の日常生活に不可欠な鉄道やバスなどの交通手段に加え、町内福祉巡回バスを運行し、公共施設などへの移動の利便性向上に努めます。また、矢掛駅の周辺においては、鉄道とバスやタクシーなどの乗継利便性を高めるため、関係機関と連携してさらなる機能充実に努めます。

【具体的な取り組み】

- ◆公共交通体系の検討
- ◆公共交通の利用促進啓発

【目標指標】

目標指標	H26 実績値	H32 目標値	H37 目標値	関連事業名
井原鉄道利用者数	1,112,178人	1,120,000人	1,125,000人	井原線利用促進事業

基本目標6 安全で安心を実感できるまちづくり

施策6-1 循環型社会形成の推進

1 ごみの適正処分の推進

【現状と課題】

大量生産・大量消費・大量廃棄のライフスタイルが定着した今日、環境面においては、ごみ処理問題と再資源化が大きな課題となっており、ごみ処理コストの高騰や不法投棄の防止、最終処分場の確保など、廃棄物の処理が、社会問題となっています。

これらの問題を解決するためには、循環型社会の構築が重要であり、4R（リデュース：ごみ削減，リユース：再使用，リサイクル：再利用，リフューズ：ごみ発生抑止）の徹底が課題となっています。

矢掛町では、可燃ごみを井原クリーンセンターで、不燃ごみ・資源ごみは井笠広域資源化センターで処理していますが、施設の老朽化や最終処分場の埋め立て許容量の限界などの問題解決のため井笠地域3市2町で「ごみ処理広域化計画」を策定し、計画に沿った新たな施設整備計画が進められています。これらの施設整備に伴う建設費は、ごみ処理コストに大きく影響し、ごみ処理にかかる費用は、今後ますます増大することが見込まれます。

町では、ごみ処理コスト削減のため、町民の理解と協力のもと、分別収集を実施しており、中でもペットボトルや缶、紙などの資源ごみや使用済み小型家電は、直接、業者と取引し、ごみ処理コストの削減に向けた努力をしてきました。また、自治会・PTA・子ども会などの団体による廃品回収は、再資源化に大きく貢献してきました。しかし、平成24年度を境に可燃ごみの排出量は増加に転じており、ごみ減量化を目的としたこれまでの施策は、すでに限界に達しているものと考えられます。

町民が将来にわたってきれいな環境の中で、健康で安全な暮らしを営むためには、循環型社会の形成が必要です。そのためには、循環型社会の土台創りとして、更なるごみの削減、分別の徹底など、町民の自主減量活動を推進する必要があるため、今後は有料指定ごみ袋制度を含めた新たな施策の導入が課題となっています。

【施策の方向】

1 ごみ減量化、再資源化の推進

(1) ごみ減量化

ごみ処理は、広域で行っており、その処理費用は構成市町ごとの排出量に応じて負担しておりますが、町民の負担軽減のためには、ごみの減量化が重要です。そのため、可燃ごみの内、その多くを占める生ごみを減量するため、生ごみ処理機の利用やEMボカシを用いた生ごみの堆肥化など、ごみ減量化の有効性の高い施策を実施するとともに、広く町民に普及啓発を行い、町民ひとり一人の自主的なごみの減量化の取り組みを推進します。

(2) 再資源化

矢掛町では、平成19年4月からプラスチック類の分別収集を実施し、平成25年4月から使用済み小型家電の回収に取り組んできました。さらに、平成27年4月から、雑紙や古布のごみステーションへの出し方を簡易にし、町民の利便性を向上させました。

今後においても、自治会やPTA、子ども会などの団体が行う廃品回収等自主的再資源化事業など住民主体の地域ぐるみの再資源化を推進します。

【具体的な取り組み】

- ◆ごみ減量化及び再資源化に向けた広報啓発活動の充実
- ◆ごみ減量化及び再資源化推進のための各種支援制度の充実
- ◆有料指定ごみ袋制度の導入

2 廃棄物処理体制の推進

矢掛町と井原市で構成する井原地区清掃施設組合のごみ焼却施設である井原クリーンセンターは、施設の老朽化により、平成26年度から2カ年計画で施設の長寿命化工事を実施しましたが、平成36年度には施設の耐用年数を迎えることとなり、新たな施設の建設が必要になります。また、井笠地域3市2町で構成する岡山県西部衛生施設組合の最終処分場についても、現在の施設はすでに埋立許容量に達しており、新たな最終処分場の整備計画が進められています。

なお、これらの施設の建設コストは、3市2町の人口とごみの排出量に応じて負担を求められるため、さらなるごみの減量化が求められています。

今後、ごみ処理広域化計画に基づき、井笠地域各市町と協調した、公平で持続可能な廃棄物処理体制を推進します。

【具体的な取り組み】

- ◆新最終処分場整備の推進
- ◆次期焼却場の候補地選定及び建設工事の推進

【目標指標】

目標指標	H25 実績値	H32 目標値	H37 目標値	関連事業名
ごみ減量化	2,729 t/年	2,529 t/年	2,328 t/年	じん芥処理事業

【用語解説】

★EMボカシ

EM菌で有機物（米ヌカ・油カス・魚カスなど）を発酵させた肥料で、いわゆる一般でいう「ボカシ肥」と同様なもの

施策6-2 消費生活の安全と向上

【現状と課題】

急速な高齢化や情報化によって、消費者を取り巻く社会環境は大きく変化し、消費者問題は複雑・多様化しています。特に高齢者を狙った振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の被害が増加しており、専門相談員による適切な助言が受けられる相談窓口の役割が重要となっています。

行政としては、町民がトラブルに巻き込まれないよう、消費生活に関する正しい知識や情報の普及啓発を一層行っていく必要がありますが、被害防止については、行政だけの対応では限界があり、地域で見守りができる体制づくりが求められます。

消費生活の安全の確保と向上は、町民にとって重要な課題であり、今後さらに取り組みを強化する必要があります。消費者問題への関心が高まる中、町民一人ひとりが自らの消費行動や生活様式を見直すことが求められております。また、省エネ、省資源など環境に配慮した地域の取り組みを支援していく必要があります。

【施策の方向】

1 消費者意識の啓発

消費生活が多様化する中、消費生活上のトラブルを未然に防止し、自立した消費者を育成するため、様々な媒体を活用して、消費者意識の啓発と正しい知識の普及に努めるとともに、迅速で正確な消費者情報を提供します。

2 学校・地域と連携した消費者教育の推進

学校・地域と連携して、子どもから高齢者まで生涯を通じた消費者教育の推進に取り組みます。

3 消費生活相談体制・地域の見守り体制の充実・強化

複雑多様化する消費者問題に効果的に対処できるよう、消費生活相談員の資質の向上を図り、相談体制の充実を図ります。

また、消費生活サポーターの充実を図り、地域での見守り体制を強化します。

4 環境にやさしい消費者運動の推進

循環型社会の構築を目指した省エネ、省資源やリサイクル活動に自主的に取り組む各種団体を支援し、環境にやさしい消費者運動を推進します。

【具体的な取り組み】

- ◆岡山県消費生活問題研究協議会矢掛支部と連携した出前講座の推進
- ◆各学校・各種団体と連携した消費者教育の推進
- ◆消費生活サポーターの増員及び研修機会の充実
- ◆消費生活問題研究協議会等のごみ減量化、資源リサイクル活動の支援

【目標指標】

目標指標	H26 実績値	H32 目標値	H37 目標値	関連事業名
消費生活サポーター県 登録件数	35人	40人	45人	消費者行政活性化事業